

就職・復職したかたがいたら（特別徴収に変更）……

- 1 就職・復職などにより特別徴収に変更される場合、右の例を参考に、本人あてに通知した納付書兼領収済通知書を必ず添えてご提出ください。
※ 納税（納税変更）通知書および領収印が押印されている領収証書は本人が保管してください。
- 2 特別徴収の開始月については、特別徴収への変更可能月一覧表をご確認ください。
- 3 納期限を過ぎた期については、特別徴収に変更できません。
ご本人あてに送付された納付書兼領収済通知書でお納めくださいますようお願いいたします。
- 4 期が空欄の場合は、本市において決定させていただきます。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

—記入例—

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書
(特別徴収への変更依頼書)

	未申	普徴	他課	通納	資追	メモ	入力	確認
6年度								
7年度								

(宛先)	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称	秋田市工業 株式会社	特別徴収義務者 届出番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有 79999999 <input type="checkbox"/> 無
秋田市長		所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	法人番号又は個人番号	88888888888888
令和6年10月2日				係	経理
				氏名	秋田 花子
				電話	(018) 863 - 2222

次の納税者について **4** 期以降 **11** 月分より特別徴収を希望します。

フリガナ	アキタ	タロウ
氏名	秋田	太郎
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	50年8月1日
個人番号	99999999999999	
受給者番号	6666	
住所	秋田市上町三丁目3番3号	
年税額	12,000 円	納付済額 9,000 円
		資料番号

異動届提出締切日	特別徴収変更可能月
6年 5月15日まで到着分	6月から
6年 6月13日まで到着分	7月から
6年 7月18日まで到着分	8月から
6年 8月20日まで到着分	9月から
6年 9月18日まで到着分	10月から
6年 10月17日まで到着分	11月から
6年 11月20日まで到着分	12月から
6年 12月18日まで到着分	1月から
7年 1月20日まで到着分	2月から
7年 2月13日まで到着分	3月から
7年 2月14日以降到着分	特別徴収に変更できません

*締切日を過ぎた場合、翌月からの変更となります。

注) 納期限を過ぎた期の分は特別徴収に変更できません。

特別徴収への変更可能月一覧表 締切日に間に合わなかった場合、翌月からの変更となりますので、ご了承ください。

異動届締切日	特別徴収変更可能月
令和6年 5月15日まで到着分	6月から
令和6年 6月13日まで到着分	7月から
令和6年 7月18日まで到着分	8月から
令和6年 8月20日まで到着分	9月から
令和6年 9月18日まで到着分	10月から
令和6年 10月17日まで到着分	11月から
令和6年 11月20日まで到着分	12月から
令和6年 12月18日まで到着分	1月から
令和7年 1月20日まで到着分	2月から
令和7年 2月13日まで到着分	3月から
令和7年 2月14日以降到着分	特別徴収に変更できません